

国会に関する業務の調査・第3回目 (調査結果)

平成30年12月28日
内閣官房内閣人事局

1 調査の概要(調査の趣旨、対象、時期)

(1) 調査の趣旨

この調査は、国会審議に政府として対応するために行われている国家公務員の業務について、各府省等が国会対応業務を効率化するためにどのような取組を行っているか、働き方改革を加速させる観点から実態把握を行ったもの。

(2) 調査の対象

霞が関の17府省等(※)

(※)内閣府・内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院

(3) 調査の時期

第197回国会(臨時会)(平成30年10月24日～12月10日)の会期中における対応

2 今回(第3回)の調査結果

(1) 国会对応業務を効率化するための取組状況

取組項目	実施府省等数
<p>① 翌日の委員会における国会情報(自省に対する通告状況、質問取りへの対応状況など)を省内LANに掲載し、全職員が閲覧可能としている。</p> <p>< 具体の取組例 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 作成した質疑者一覧表から質問要旨や問表を参照できるようリンク設定している。・ 答弁作成の進捗状況を掲載している。	16
<p>② 翌日開催される委員会、質疑者や通告の状況などに応じて、待機の対象となる部局を限定することとしている。</p>	17
<p>③ 質問取り対応者は、質問取り終了後、自部局に戻らずに国会業務の司令塔(例:官房総務課、国会連絡室)に直行し、問起こしを完了させる、あるいは、質問取り対応者は問の内容を自部局に電話連絡し、庁舎に戻る前に別の担当者が問起こしを完了させることとしている。</p> <p>< 具体の取組例 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 司令塔の専用PCで問起こし作業を行っている。	9

2 今回(第3回)の調査結果(続き)

取組項目	実施府省等数
④ 問起こしに時間がかかる問が含まれている場合は、その問の部分を追加見込として空けておき、暫定的な形で問表を配布することとしている。	11
⑤ 答弁作成部局の割り振りに対する異論を申し出る場合の期限を設けており、かつ、問表配布から1時間以内に割り振りが確定しない場合は国会業務の司令塔による裁定を行うこととしている。 …………… <具体の取組例> ・割り振りが確定しない場合、司令塔の幹部による裁定を行っている。	12
⑥ 答弁資料作成の前に、幹部(局長等)と答弁ラインの確認を行った上で、答弁資料作成を行うこととしている。	15
⑦ タブレット型端末やスマートフォンを使用し、庁舎外でも答弁資料のチェックが可能となっている。 …………… <具体の取組例> ・答弁資料や委員会の進捗状況の確認が可能。 ・庁舎外から共用フォルダの閲覧が可能。	14
⑧ 私用PC又は公用PCを使用し、セキュリティが確保された環境の下、省内LANにアクセスして庁舎外でも答弁資料の作成が行える。	13

2 今回(第3回)の調査結果(続き)

(2) 全ての質問取り(又は質問要旨の受領・確認)が終わった時刻、省内で問表・答弁作成局が全て確定した時刻 ※翌日に所管委員会の審議がある場合

- ① 全ての質問取りが終わった時刻は、全府省等平均で**20:19** (前回20:56)
(最も早い時刻 16:20、最も遅い時刻 23:30)
(前回17:00) (前回24:00)
- ② 省内で問表・答弁作成局が全て確定した時刻は、全府省等平均で**22:28** (前回22:36)
(最も早い時刻 18:45、最も遅い時刻 26:35)
(前回17:30) (前回28:50)

I 国会対応業務を効率化するための取組に関する質問

省全体として実施の有無を回答

- ① 翌日の委員会における国会情報(自省に対する通告状況、質問取りへの対応状況など)を省内LANに掲載し、全職員が閲覧可能としている。
- ② 翌日開催される委員会、質疑者や通告の状況などに応じて、待機の対象となる部局を限定することとしている。
- ③ 質問取り対応者は、質問取り終了後、自部局に戻らずに官房総務課や国会連絡室に直行し、問起こしを完了させる、あるいは、質問取り対応者は問の内容を自部局に電話連絡し、庁舎に戻る前に別の担当者が問起こしを完了させることとしている。
- ④ 問起こしに時間がかかる問が含まれている場合は、その問の部分を追加見込みとして空けておき、暫定的な形で問表を配布することとしている。
- ⑤ 答弁作成部局の割り振りに対する異論を申し出る場合の期限を設けており、かつ、問表配布から1時間以内に割り振りが確定しない場合は官房総務課等による裁定を行うこととしている。
- ⑥ 答弁資料作成の前に、幹部(局長等)と答弁ラインの確認を行った上で、答弁資料作成を行うこととしている。
- ⑦ タブレット型端末やスマートフォンを使用し、庁舎外でも答弁資料のチェックが可能となっている。
- ⑧ 私用PC又は公用PCを使用し、セキュリティが確保された環境の下、省内LANにアクセスして庁舎外でも答弁資料の作成が行える。

II 質問取り終了時刻等に関する質問

実際の委員会の前日における状況(会期前半、後半の原則2回)

- ① 全ての質問取り(又は要旨の受領・確認)が終わった時刻
- ② 問表・作成局が全て確定した時刻